

住所異動（転入・転居）手続きに併せてマイナンバーカードの

署名用電子証明書再発行のお手続きをされる方へ

●マイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書は、住所が変更されると失効します。

引き続き署名用電子証明書を利用する場合は再発行手続きが必要です。

通常、署名用電子証明書の再発行にはご本人の来庁が必要ですが、住所異動手続きと併せて実施する場合に限り、手続きに来庁した同一世帯員もしくは法定代理人が、マイナンバーカードと本委任状をお持ちいただければ、本人の来庁なしでお手続き可能です。

●15 歳未満の方のマイナンバーカードには、署名用電子証明書が搭載されていませんので、本委任状の記入は不要です。

●暗証番号の入力は職員が行います。下記の委任状欄に、氏名、生年月日、新しい住所および現在設定されているマイナンバーカードの暗証番号をご記入の上、この用紙（両面印刷）を半分に折って糊付けするなど、代理人が見られない状態にしてから代理人へマイナンバーカードと共にお渡しくください。（代理人が暗証番号を見られる状態で持参されますと、受付できない場合があります）

●ご記入いただいた暗証番号に相違があり照合できなかった場合は、署名用電子証明書の再発行はできません。後日、ご本人がマイナンバーカードを持参のうえご来庁ください。

委任状

住所異動に伴い失効する署名用電子証明書の再発行について、以下の同一世帯員もしくは法定代理人が住所異動手続きと併せて実施することを承諾し、手続きを委任します。

年 月 日

申請者氏名 生年月日 年 月 日

申請者新住所

代理人氏名 続柄

代理人新住所（□本人と同じ）

暗証番号記入欄（現在設定されている暗証番号を記入してください）

①署名用電子証明書																				
②利用者証明書電子証明書																				
③住民基本台帳用																				

アルファベット O と数字 0 など紛らわしい文字にはフリガナをふって下さい。

※暗証番号の照合ができない場合、当日のお手続きはできません。

後日、本人がご来庁ください。

住所異動に伴う署名用電子証明書の再発行委任状

本状は、住所異動手続きにおいて失効するマイナンバーカードの署名用電子証明書の再発行を、当日来庁した同一世帯員もしくは法定代理人が住所異動と併せて手続きを行うための委任状です。

(令和5年デジタル庁令・総務省令第17号)

(出折り)

